

# Hiroshima NOW

8

2022

やさしい日本語 No. 4

## 子どもがいる家庭の生活を助けるための 「子育て世帯生活支援特別給付金」をもらうことができます

「ひろしま市民と市政」7月15日号 (P3)



### ◆ 「子育て世帯生活支援特別給付金」には 下のふたつがあります。

- ① ひとり親世帯分の「子育て世帯生活支援特別給付金」
- ② ひとり親世帯以外の「子育て世帯生活支援特別給付金」

### 🌈 「子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)」

離婚したり、夫か妻のどちらかが亡くなったために、子どもを1人で育てている人は、子ども1人につき5万円をもらうことができます。お金をもらうためには、広島市役所に申請書を出してください。

- ※ 18歳までの子ども、19歳までの障害のある子どもが このお金をもらうことができます。
- ※ 申請する人や、申請する人と一緒に住んでいる家族の収入が多い人は、このお金をもらうことができません。
- ※ 「ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金」をもらった人は、このお金をもらうことができません。

### もらうことができるお金

子ども1人につき 5万円

### もらうことができる人

- ① 2022年4月分の児童扶養手当※をもらっている人
- ② 2022年4月分の児童扶養手当をもらっていない人で、下に書いてある年金をもらっている人
  - ・遺族年金 (国民年金や厚生年金保険に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらうことができるお金)
  - ・障害年金 (体などに障害がある人がもらうことができるお金)
  - ・老齢年金 (65歳以上の人ができるお金)
  - ・労災年金 (仕事でけが・病気をした人がもらうことができるお金)
- ③ 2022年4月分の児童扶養手当をもらっていない人で、新型コロナウイルスが理由で、収入が少なくなった人

※児童扶養手当：離婚したり、夫か妻のどちらかが亡くなったために、子どもを1人で育てている人が  
もらうお金

## もうしこみ

- ①の人は、もうしこみを しなくてもよいです。  
②と③の人は、給付金をもらうために 申しこみをしてください。

## 申請書を もらうことができるところ

「申請書」は あなたが 住んでいる区の区役所の福祉課で もらうことができます。  
また、広島市のホームページから印刷することもできます。

## 申請書を 出すところ

- 郵便でおくるときは、下に書いてあるところへ 送ります。  
〒730-8790  
広島市中区国泰寺町1丁目6番34号  
広島市子ども未来局子ども・家庭支援課家庭支援係  
➤ 申請する人が住んでいる区の区役所の福祉課に持っていくこともできます。  
区役所の福祉課があるところ

中区	中区大手町4丁目1番1号
東区	東区東蟹屋町9番34号
南区	南区皆実町1丁目4番46号
西区	西区福島町2丁目24番1号
安佐南区	安佐南区中須1丁目38番13号
安佐北区	安佐北区可部3丁目19番22号
安芸区	安芸区船越南3丁目2番16号
佐伯区	佐伯区海老園1丁目4番5号

## もうしこみの しめきり

2023年2月28日(火曜日)までに 申請書を必ず出してください。申請書がおくれてどいた  
ときは、このお金をもらうことができません。

- ※ 郵便で送るときは、2月28日までに申請書を郵便ポストに入れてください。  
※ 書類が足りないなど、広島市役所が申請書を確認できないときは、このお金をもらうことができません。

相談できる ところ

★ 申請について 詳しいことが知りたいときは、こちらに電話してください。  
 広島市役所「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター（日本語のみ）

TEL：0120-145-577（お金がかかりません）

FAX：082-504-2727

受付時間：午前8時30分から 午後5時（土曜日、日曜日、祝日、8月6日、12月29日から1月3日は休み）



「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」

子どもを育てている人は、子ども1人につき 5万円をもらうことができます。お金をもらうためには、広島市役所に申請書を出してください。

- ※ 18歳までの子ども、または 19歳までの障害のある子どもが このお金をもらうことができます。
- ※ 申請する人や、申請する人の夫または 妻の収入が多い人は、このお金をもらうことができません。
- ※ 「ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金」をもらった人は、このお金をもらうことができません。

もらうことができるお金

子ども1人につき 5万円

もらうことができる人

下の① ② ③ ④ のどれかに あたる人が お金をもらうことができます。

- ① 2022年4月から 2023年3月の間のどれかの月で 児童手当※1または 特別児童扶養手当※2 をもらっている人で、2022年4月から 2023年3月に 住民税（2022年1月1日に 日本に住所があって 働いている県や市、区などに払う税金）を 払わなくていい人
  - ※1 児童手当：0歳から 中学校3年生まで（15歳の3月31日まで）の子どもを 育てている人が もらうお金
  - ※2 特別児童扶養手当：19歳までの 障害のある子どもを 育てている人が もらうお金
- ② 2004年4月2日から 2007年4月1日までの間に 生まれた子どもを 育てている人で、2022年4月から 2023年3月に 住民税（2022年1月1日に 日本に住所があって 働いている県や市、区などに払う税金）を 払わなくていい人
- ③ 2022年3月31日のときに 17歳までの子ども または 19歳までの 障害のある子どもを育てている人で、新型コロナウイルスが理由で 2022年1月1日からの 収入が少なくなった人

- ④ 2022年4月1日から 2023年2月28日までの間に 生まれる赤ちゃんを育てている人で、新型コロナウイルスが理由で 2022年1月1日からの 収入が少なくなった人

## もうしこみ

- ①の人は もうしこみを しなくてもよいです。  
②と③と④の人は、給付金をもらうために 申しこみをしてください。

## 申請書を もらうことができるところ

「申請書」は あなたが住んでいる区の 区役所の福祉課で もらうことができます。また、広島市のホームページから印刷することもできます。

### 区役所の福祉課があるところ

中区	中区大手町4丁目1番1号
東区	東区東蟹屋町9番34号
南区	南区皆実町1丁目4番46号
西区	西区福島町2丁目24番1号
安佐南区	安佐南区中須1丁目38番13号
安佐北区	安佐北区可部3丁目19番22号
安芸区	安芸区船越南3丁目2番16号
佐伯区	佐伯区海老園1丁目4番5号

## 申請書を 出すところ

「申請書」は 下に書いてあるところへ 郵便で送ってください。

【「申請書」を おくるところ】

〒730-8790

広島中央郵便局 私書箱第5号

令和4年度広島市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）事務処理センター

## もうしこみの しめきり

2023年2月28日（火曜日）までに 「申請書」を郵便ポストに 入れてください。

- ※ 「申請書」がおくれてとどいたときは、このお金をもらうことができません。  
※ 書類が足りないなど、2023年2月28日までに 広島市役所が「申請書」を確認できないときは、このお金をもらうことができません。

そうだん  
相談できる ところ

★ <sup>もう</sup>申しこみについて <sup>し</sup>くわしいことが知りた<sup>し</sup>いときは、<sup>でんわ</sup>こちらに電話してください。

<sup>ひろしましやくしよ</sup> 広島市役所「<sup>こそだ</sup>子育て<sup>せたいせいかつしえんとくべつきゅうふきん</sup>世帯生活支援特別給付金」<sup>にほんご</sup>コールセンター（日本語のみ）

TEL : 0120-145-577（<sup>かね</sup>お金が かかりません）

FAX : 082-504-2727

<sup>うけつけじかん</sup> 受付時間 : <sup>ごぜん</sup>午前8時30分<sup>じ</sup>から <sup>ごご</sup>午後5時<sup>じ</sup>

（<sup>どようび</sup>土曜日、<sup>にちようび</sup>日曜日、<sup>しゅくじつ</sup>祝日、<sup>がつむいか</sup>8月6日、<sup>がつ</sup>12月29日<sup>にち</sup>から <sup>がつみっか</sup>1月3日<sup>やす</sup>は休み）

ことばがわからなくて <sup>ひろしまし</sup>こまったことがあるときは、「<sup>あきぐんがいこくじんそうだん</sup>広島市・安芸郡外国人相談」<sup>まどぐち</sup>窓口<sup>でんわ</sup>に、電話してください。

<sup>ひろしまし</sup> 広島市・<sup>あきぐんがいこくじんそうだんまどぐち</sup>安芸郡外国人相談窓口

TEL : 082-241-5010

E-mail : soudan@pcf.city.hiroshima.jp

<sup>そうだん</sup> 相談できる <sup>ようび</sup>曜日 : <sup>げつようび</sup>月曜日<sup>きんようび</sup>から <sup>きんようび</sup>金曜日

（<sup>しゅくじつ</sup>祝日、<sup>がつむいか</sup>8月6日、<sup>がつ</sup>12月29日<sup>にち</sup>から <sup>がつみっか</sup>1月3日<sup>やす</sup>は休み）

<sup>そうだん</sup> 相談できる <sup>じかん</sup>時間 : <sup>ごぜん</sup>午前9時<sup>じ</sup>から <sup>ごご</sup>午後4時<sup>じ</sup>

<sup>そうだん</sup> 相談できる <sup>ことば</sup>言葉 : <sup>ちゅうごくご</sup>中国語、<sup>ご</sup>スペイン語、<sup>ご</sup>ポルトガル語、<sup>ご</sup>ベトナム語、<sup>ご</sup>英語、<sup>ご</sup>フィリピン語

※<sup>ご</sup>フィリピン語は<sup>きんようび</sup>金曜日のみ